

2 7 監 第 2 2 号
平成 2 7 年 1 1 月 1 8 日

大町市長 牛 越 徹 様
大町市議会議長 二 條 孝 夫 様

大町市監査委員 山 下 好 隆
同 小 林 治 男

財政援助団体等の監査結果について（報告）

地方自治法第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、その結果を次のとおり報告します。

財政援助団体等
監査結果報告書

大町市監査委員

総 括 事 項

1 監査の対象

平成26年度において補助金等の交付を受けた下記の4団体について監査を実施した。

- (1) 大黒町自治会
大黒町舞台保存修理事業補助金
- (2) 大北高等職業訓練校
大北高等職業訓練校補助金
- (3) 南原町自治会
南原町公民館移転新築工事補助金
- (4) 株式会社熊谷清掃社
堆肥センター指定管理料

2 監査の実施日

平成27年10月14日、15日、16日、19日 4日間

3 監査の場所

当該団体等の事務所等

4 監査の目的

補助金等の交付を受けた団体の事業の執行状況について、当該補助事業等（以下「事業等」という。）が目的に従って適切に実施され、当該目的に見合う成果があったか、指導監督、事務手続きが適切に行われたかについて監査を実施した。

5 監査の方法

団体については、事業等に関する関係書類、会計帳簿等の確認を行うとともに、関係職員から聞き取りを行った。

主管課については、事業等に関する調書と団体から提出された事業計画書、実績報告書等をもとに確認を行った。

6 監査の結果

補助金等の交付を受けた団体の事業の執行については、おおむね適切に処理されているものと認められた。

引続き、事業等の目的の明確化、実施に伴う成果の検証、改善すべき事項、継続の必要性の検討を行い、効果的な事業等の推進を図られたい。

なお、個別の監査結果については、詳細事項のとおりである。

詳 細 事 項

団体等名称	大黒町自治会	No. 1
監査年月日	平成27年10月15日	主管課等 生涯学習課
監査実施場所	大黒町公民館	
監査対象事業	<p>事業名 大黒町舞台保存修理事業補助金 補助金額 1,500,000円 団体の概要</p> <p>(1) 事業内容等 長野県宝である大黒町舞台の傷みが進んできたため、平成20年の信州大学による調査に基づき修理方針を策定し、次世代に継承できるよう保存修理を実施した。 県との協議により平成24年度は市単独事業により最小限度の修理を行い、平成25年度から平成26年度にかけて県補助を活用した保存修理工事を実施した。</p> <p>(2) 事業収支決算について 平成26年度事業費は8,997千円で収入、支出とも同額である。 収入は市補助金1,500千円、県補助金4,498千円、自己負担金2,599千円、その他400千円となっており、支出では、木工事費1,590千円、漆塗りほか工事費7,407千円である。</p>	
監査結果	<p>[大黒町自治会に関する事項] 補助金に係る事務及び証拠書類の整備は適正に処理されており、指摘する事項はない。 大黒町のみならずこの地域にとって貴重な文化財であるので大切に保存するとともに、価値を広く公開する等後世にその価値を継承していくよう尽力されたい。</p> <p>[生涯学習課に関する事項] 保存管理に引続き指導助言に努めるとともに、価値を広く啓蒙する等文化財の保存意識のさらなる高揚に努められたい。</p>	

詳細事項

団体等名称	大北高等職業訓練校	No. 2												
監査年月日	平成27年10月16日	主管課等 商工労政課												
監査実施場所	大北高等職業訓練校													
監査対象事業	<p>事業名 大北高等職業訓練校補助金 補助金額 300,000円 団体の概要</p> <p>(1) 事業内容等</p> <p>職業能力開発促進法に基づき、大町市及び大北地域における労働者に対して、専門的な技術を習得させるため職業訓練を行うとともに、離職者の再就職支援を行う同校に対する運営補助事業である。</p> <p>職業能力開発促進法の規定により実施していた普通課程木造建築科については、受講生不足で休止されおり、短期課程の電子計算機科、観光ビジネス科を新設するとともに、県の委託訓練である介護・PC科により同校の運営維持を図っているが、非常に厳しい経営状況である。</p> <table border="0"> <tr> <td>受講者数</td> <td>(委託訓練) 介護スタッフ養成科</td> <td>19人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パソコン基礎科</td> <td>17人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(短期課程) 電子計算機科</td> <td>31人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>観光ビジネス科</td> <td>34人</td> </tr> </table> <p>(2) 事業収支決算について</p> <p>収入は会費収入2,153千円、補助金1,341千円、雑収入3,820千円、過年収入金340千円、繰越金1,113千円で総額8,767千円となっている。</p> <p>支出は補助対象3,672千円、補助対象外3,521千円、総額7,193千円であり、差引1,575千円余が次年度への繰越金となっている。</p>		受講者数	(委託訓練) 介護スタッフ養成科	19人		パソコン基礎科	17人		(短期課程) 電子計算機科	31人		観光ビジネス科	34人
受講者数	(委託訓練) 介護スタッフ養成科	19人												
	パソコン基礎科	17人												
	(短期課程) 電子計算機科	31人												
	観光ビジネス科	34人												
監査結果	<p>[大北高等職業訓練校に関する事項]</p> <p>1 補助金に係る事務及び証拠書類の整備は適正に処理されており、指摘する事項はない。</p> <p>また、指定管理契約に基づく施設の管理も適正に管理されており指摘する事項はない。</p> <p>2 本校のメインである普通課程木造建築科は、時代の変化の中でこしばらく入学者がなく休止状態が続いている。こうした中で短期課程（電子計算機科、観光ビジネス科）や県からの介護講座の受託事業等で運営しているが、他の機関と競合するものも多く生徒を確保するのに大変苦慮している状況にある。</p>													

また、会員の減少による会費収入の減、受講料収入の伸び悩み等により経営的にも大変厳しく校長自らの負担でパソコンを設置しての運営となっている。

幸いにも来年度は4名の木造建築科の入学が見込まれ普通課程が再開できるかもとの話であるが、時代の変化の中で職業訓練に対する地域の期待も大きく変化してきている。

大北地域にとってどのような職業訓練が必要なのか、長期的なあり方について関係機関とも連携し検討を深められたい。

[商工労政課に関する事項]

時代の変化や産業の動向等大きく変化しており、大北地域における職業能力開発事業についてどうあるべきか長期的なあり方の検討が必要な時を迎えていると思慮されるので的確な指導助言をされたい。

詳 細 事 項

団体等名称	南原町自治会	No. 3																														
監査年月日	平成27年10月19日	主管課 生涯学習課																														
監査実施場所	南原町公民館																															
監査対象事業	<p>事業名 南原町公民館移転新築工事補助金 補助金額 4,546,000円 団体の概要</p> <p>(1) 事業内容等 市立大町総合病院周辺改修工事に伴い南原公民館に立地場所を移動してほしい旨の要請があり、市補助等を活用した旧公民館解体工事と新築移転工事を実施したものである。 新築移転により駐車場確保もでき、地域住民のコミュニティ活動、教育施設、災害時避難場所等の拠点が確保された。</p> <p>(2) 事業収支決算について(南原町公民館建設特別会計決算書から)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">収入</td> <td style="width: 70%;">繰越金(自治会負担金)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">3,976千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>国県補助金(宝くじ助成金)</td> <td style="text-align: right;">15,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市補助金</td> <td style="text-align: right;">4,546千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市立大町総合病院移転補償</td> <td style="text-align: right;">8,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">33千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,555千円</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>工事請負費</td> <td style="text-align: right;">29,262千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>備品購入費</td> <td style="text-align: right;">1,682千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>需用費、登記料ほか</td> <td style="text-align: right;">611千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">31,555千円</td> </tr> </table>		収入	繰越金(自治会負担金)	3,976千円		国県補助金(宝くじ助成金)	15,000千円		市補助金	4,546千円		市立大町総合病院移転補償	8,000千円		その他	33千円		計	31,555千円	支出	工事請負費	29,262千円		備品購入費	1,682千円		需用費、登記料ほか	611千円		計	31,555千円
収入	繰越金(自治会負担金)	3,976千円																														
	国県補助金(宝くじ助成金)	15,000千円																														
	市補助金	4,546千円																														
	市立大町総合病院移転補償	8,000千円																														
	その他	33千円																														
	計	31,555千円																														
支出	工事請負費	29,262千円																														
	備品購入費	1,682千円																														
	需用費、登記料ほか	611千円																														
	計	31,555千円																														
監査結果	<p>[南原町自治会に関する事項]</p> <p>補助金に係る事務及び証拠書類の整備は適正に処理されており、指摘する事項はない。</p> <p>南原町公民館管理規則等により適正に管理運営するとともに、この施設を有効に活用し地域コミュニティの一層の増進を図られたい。</p> <p>[生涯学習課に関する事項]</p> <p>地域コミュニティがより一層増進されるよう引続き指導、助言に努められたい。</p>																															

詳 細 事 項

団体等名称	株式会社熊谷清掃社		No. 4
監査年月日	平成27年10月19日	主管課	生活環境課
監査実施場所	議会棟第2委員会室、堆肥センター		
監査対象事業	<p>事業名 堆肥センター指定管理料 補助金額 10,241,035円 団体の概要</p> <p>(1) 事業内容等 焼却ごみ減量化と循環型社会の構築を推進するため、市内住民や事業者と連携し生ごみの分別、資源化を進めるとともに、有機栽培農家から需要が高い牛糞堆肥製造も併せて行うことにより循環型農業の推進にも寄与することを目的に(旧)八坂堆肥センターを整備した。</p> <p>平成26年度は、生ごみ堆肥化では市内小中学校、福祉施設、大町総合病院、自治会、温泉郷宿泊施設から分別収集された生ごみ約77トンの堆肥化を実施し、市民ふれあい広場で600g入180袋の無料配布を行い生ごみ減量化の推進を実施するとともに、牛ふん堆肥では春と秋に軽トラック163台、2トントラック33台分の約97トンの販売を行った。</p> <p>(2) 事業収支決算について 指定管理料 10,242千円</p>		
監査結果	<p>[株式会社熊谷清掃社]</p> <p>1 生ごみ堆肥の生産に関する業務、牛糞堆肥の生産に関する業務は順調に処理生産されている。また、施設の維持管理も仕様書に基づいて適正に管理され、臭いや水質汚濁等の問題の発生もなく適正に管理されている。</p> <p>2 大町市堆肥センターの指定管理者による管理に関する仮基本協定書(以下、「基本協定書」という。)第5条において管理責任者1名を配置することとしているが、7月に退職されて以降不在となっている。早急に後任者を配置し管理の適正を期されたい。</p> <p>3 基本協定書第15条に定める事業報告(管理経費等の収支状況)は、同協定書第11条並びに大町市堆肥センター指定管理者業務仕様書13項に定める経理に関する事務処理によって作成されたもので提出するようされたい。</p> <p>[生活環境課に関する事項]</p> <p>1 本施設は、(旧)八坂堆肥センターを生ごみ堆肥施設として整備</p>		

するとし、P F I 方式を導入し、P F I 事業者に包括的に指定管理することとし平成26年2月より稼働した施設である。

P E I 方式は長期にわたって固定した経費を払い続けることとなることから、国が示すガイドラインでは導入時においてP F I 方式を導入することにより公的財政負担の縮減ができることを合理的に見積り公表することを求めている。

当施設では、公的財政負担のメリットを次のように試算しP F I 方式を導入することとし、施設の取得、指定管理料の決定している。

生ごみ処理量を540トン（日量1.5トン）とし、環境プラントでの処理経費の削減効果年16,200千円に対し、費用は年13,560千円（堆肥センター施設の取得費31,800千円と、10年間の指定管理料103,800千円の10分の1）で、差引年あたり2,640千円のメリットになるとしている。これに対する平成26年度の実績値は、生ごみの収集量は日量約1トン程度であり、削減効果は10,800千円しか現れず、差引き収支は逆に2,760千円の赤字となる。

生ごみの搬入は市の責任分担とされているので、導入時に定めた温泉郷、市街地、学校・福祉施設それぞれの目標値の必達に向け生ごみの収集を一層推進し、P F I 導入の財政負担の縮減効果がきちんと出るよう努力されたい。